

投票日に投票に行けないとき

期日前投票

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票をするときは、**期日前投票宣誓書**を記入する必要があります。

期日前投票宣誓書は、期日前投票所で記入することもできますが、「選挙のお知らせはがき」の裏面にある期日前投票宣誓書に、あらかじめ必要事項を記入しておく、投票の受け付けが早く済みます。

記載例（はがきの裏面）

期日前投票宣誓書

私は、第27回参议院議員通常選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、廿日市市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和7年〇月〇〇日

氏名	廿日市 花子	生年月日	明・大・ 昭 ・平 63 年 4 月 1 日
		住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日および期日前投票をする日を記入してください

不在者投票

◆指定病院などでの不在者投票

不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

◆郵便などによる自宅での不在者投票（郵便投票）

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を持っており、障がいの程度や要介護状態区分が資格要件に該当する場合は、**郵便等投票証明書**を申請することで、市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、郵便などで自宅から投票できます。投票用紙は、選挙期日の4日前まで（必着）に請求してください。

※郵便等投票証明書の申請は、常時受け付けていますので、早めに手続きをしてください
※身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っていない場合でも、この表と同程度の障がいがあるという証明を廿日市市長または広島県知事から受けた人は、郵便による不在者投票をすることができます

とき	ところ
公示日の翌日～選挙期日の前日	8時30分～20時 市役所7階会議室
選挙期日の8日前～選挙期日の前日	8時30分～20時 佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所
	10時～20時 ゆめタウン廿日市2階 廿日市市民ホール

※土・日曜日および祝日も投票できます
※期日前投票は、6カ所のどの投票所でも投票できます
※投票日当日は「選挙のお知らせはがき」に記載の投票所でのみ投票できます
※具体的な期間が決まったら、市ホームページでお知らせします

◆滞在先での不在者投票

選挙期間中、出張などで市外に滞在している場合、市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

■郵便投票の資格要件

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級		要介護5
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○			
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○		
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○		

戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

参议院議員

通常選挙が行われます



問い合わせ

廿日市市選挙管理委員会事務局
☎⑩9228

佐伯支所（選挙担当）☎②1112

吉和支所（選挙担当）☎⑦2112

大野支所（選挙担当）☎③0005

宮島支所（選挙担当）☎④2000

任期満了に伴い、
参议院議員通常選挙が行われます。
皆さんそろって投票しましょう。

具体的な日付など、選挙に関する情報は、
市ホームページで随時更新しますので、
確認してください▶



投票できる人

次の要件を全て満たす人

- ・選挙期日において年齢が満18歳以上で日本国籍を有する人
- ・廿日市市に転入の届け出をした日から選挙の公示日前日までに3カ月以上、引き続き市内に住んでいる人

※他の市区町村から廿日市市に転入し、転入の届け出をした日から選挙の公示日前日までの期間が3カ月未満の人で、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている場合は、原則、前住所地での投票となりますので、転入前の市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください

投票所

投票は、市内49カ所の投票所で行われます。郵送される「選挙のお知らせはがき」に、自分が行く投票所が記載されていますので、よく確認してください。

選挙のお知らせはがき（入場券）

投票の日時や場所などを記載した「選挙のお知らせはがき」を郵送します。記載事項を確かめ、投票のときに持参してください。はがきを持参しなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

※郵便事情などで、同じ世帯や地域でも届く日が前後する場合があります

日本の投票率は低下傾向

若い世代の投票率は特に低いです。選挙に行くことで、若い世代の声をしっかり届けましょう！

みんなで選挙に行ってみませんか

日本の選挙権は18歳から。子どもの頃にみんなで一緒に選挙に行った経験があれば、選挙に行きやすくなります。私たちの暮らしにつながる政治と選挙。

子どもたちの将来のためにも、その大切さを子どもたちにも伝えていきましょう！

大人たちの背中を見て、子どもたちも将来選挙へ

子どもの頃に親の投票についていったことのある人・ない人の投票参加の比較

67.3%

ある人

その差は
20ポイント以上！
44.8%

ない人

（公財）明るい選挙推進協会調査より

